

定 款

社団法人 日本畜産副産物協会

社団法人 日本畜産副産物協会定款

承認年月日 昭和53年10月11日

承認番号 農林水産省指令

53畜B第2446号

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本畜産副産物協会（以下「協会」）という。

(事 務 所)

第2条 協会は、事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 協会は、畜産副産物（動物油脂製品を含む。以下同じ。）の有効利用を図るため、畜産副産物の流通の近代化、生産の合理化及び消費の拡大を促進し、もって国民生活及び畜産の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産副産物の規格の設定、規格取引の推進、取引方法の近代化その他流通の改善に関する事業
- (2) 畜産副産物の利活用及びと畜場等の環境改善に関する事業
- (3) 畜産副産物の生産、流通及び消費に関する調査、研究及び広報に関する事業
- (4) 畜産副産物の加工技術に関する調査、研究及び広報に関する事業
- (5) 畜産副産物の輸出入に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 協会の構成する会員の資格を有するものは、協会の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(加入)

第6条 協会の会員になろうとする者は、会長が理事会の議決を経て別に定める加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者が団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程

(2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

(3) その他協会が必要と認めた書類

3 会長は、第1項の承認があったときは、その旨を当該申込みしたものに通知するものとする。

(脱 退)

第7条 会員は、次の事由により協会を脱退する。

(1) 会員から脱退の申出があったとき。

(2) 会員たる資格を喪失したとき。

(3) 死亡又は解散したとき。

(4) 会費を1年以上納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。

2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める脱退届を会長に提出して行わなければならない。

(除 名)

第8条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会はその総会の開催日の7日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。

(2) 定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき。

2 会長は除名の決議があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

(会 費)

第9条 会員は、毎年総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第10条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名又は定款、寄附行為若しくはこれらに代わるべき規程）に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

2 会員が団体である場合には、あらかじめ書面をもって、会員の代表者としてその権利を行使する者を協会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(賛 助 会 員)

第11条 協会の目的に賛同し、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けた者は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合は、協会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の事由により、協会を脱退する。

(1) 賛助会員は脱退の申出があったとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 賛助会費を1年以上納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。

5 既納の賛助会費及びその他拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においてもこれを返還しない。

6 第8条の規定は、賛助会員についても準用する。

第3章 役 員

(役員の数及び選任)

第12条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 11人以上15人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうちから会長1人、副会長3人以内及び専務理事1人を互選する。
- 5 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員 の 職務)

第13条 会長は協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織し、事業を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員 の 任期)

第14条 役員 の 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員 の 任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(辞任又は任期満了の場合)

第15条 役員は、辞任又は任期満了の後においても、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(解 任)

第16条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経てその役員を解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員 の 報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て報酬を支払うことができる。

(顧問及び参与)

第 18 条 協会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、協会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 4 章 総 会

(総 会)

第 19 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めるとき
 - (2) 会員の 5 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき
 - (3) 民法第 59 条第 4 号の規定により監事が招集したとき

(総会の招集)

第 20 条 総会は、前条第 4 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第 4 項第 2 号に掲げる場合には、会長は、請求のあった日から 20 日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催日の 7 日前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議決方法)

第 21 条 総会は、会員の現在数の過半数に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は総会において、各 1 個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第 3 項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決をすることができる。
- 4 総会の議事は、第 23 条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第22条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(特別議決)

第23条 次の事項は総会において、出席者の議決権3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第24条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席とみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名(書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名し、押印するものとする。
 - 3 議事録は、事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 理事会

(理事会)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集し、理事現在数の過半数に当たる理事が出席しなければ開くことができない。
- 3 理事は、理事会において、各 1 個の議決権を有する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 理事は、他の出席理事を代理人として議決に加わることができる。
- 6 理事は、2 人以上の理事の代理人になることはできない。
- 7 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第 27 条 この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (2) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事
- (3) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関する事
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第 28 条 第 19 条第 4 項第 2 号、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項及び第 4 項、第 24 条第 3 項及び第 4 項並びに第 25 条は、理事会に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 専門委員会

(専門委員会)

第 29 条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 専門委員に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 7 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 30 条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第31条 協会の業務の執行の方法については、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第32条 協会は事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第8章 資産及び会計等

(事業年度)

第33条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第34条 協会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 協会の設立当初に寄附された財産
- (2) 会費及び賛助会費
- (3) 寄附金品
- (4) 助成金又は交付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第35条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費支弁の方法)

第36条 協会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

(借 入 金)

第 37 条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経て、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(監 査 等)

第 38 条 会長は、毎年事業年度終了後、次の書類を作成し、通常総会開催の 10 日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(事業計画及び収支予算書)

第 39 条 協会の事業計画書及び収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を得た後、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、収支及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(報 告)

第 40 条 会長は、毎事業年度開始前の日から 3 月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 毎年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 毎年度末の貸借対照表及び財産目録
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員

の異動状況を記載した書類

第9章 定款の変更及び残余財産の処分

(定款の変更)

第41条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散)

第42条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経て、かつ農林水産大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第43条 協会が解散した場合においてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、協会の目的と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第10章 雑 則

(細 則)

第44条 この定款において別に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、農林水産大臣の設立許可の日(昭和53年10月11日)から施行する。
- 2 協会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立の日に始まり昭和54年3月31日までとする。
- 3 協会の設立当初の役員は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず別紙のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず設立の日から第1回の通常総会の終了の日までとする。
- 4 この定款の変更は、農林水産大臣の定款変更認可の日(昭和55年6月3日)から施行する。
- 5 この定款の変更は、農林水産大臣の定款変更認可の日(昭和56年9月22日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成11年6月11日)から施行する。